

圏域から考える地域づくりの方向性 ～地域を取り巻く環境変化と圏域をめぐる議論～

人口問題やデジタル技術の進歩、高速交通網の整備など地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたなか、最近の地方行政のテーマとして「圏域」というキーワードがクローズアップされています。

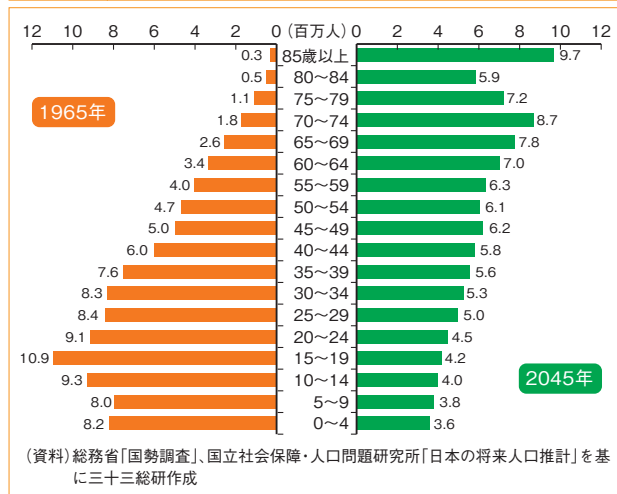
そこで今回は、地域を取り巻く環境変化を概観した後、圏域の考え方や圏域が注目され始めた背景を確認するとともに、圏域を活かした地域づくりの事例を紹介します。最後に当地域における圏域構造について分析するとともに、今後の議論の方向性について考えてみます。

1. 地域を取り巻く内外環境の変化

(1) 人口

わが国では人口減少と少子・高齢化が同時に進行しています。人口ピラミッド（年齢階層別人口）により1965年と2045年（将来推計人口）を比較すると、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は大幅に増加しています（図表1）。人口別の自治体数の変化をみると、2045年には人口1万人以上の自治体が減少する一方で、人口5千人以下の小規模な自治体が大幅に増加する見通しです。

図表1 年齢階層別人口構成の変化(1965年→2045年)



(2) 財政・社会保障

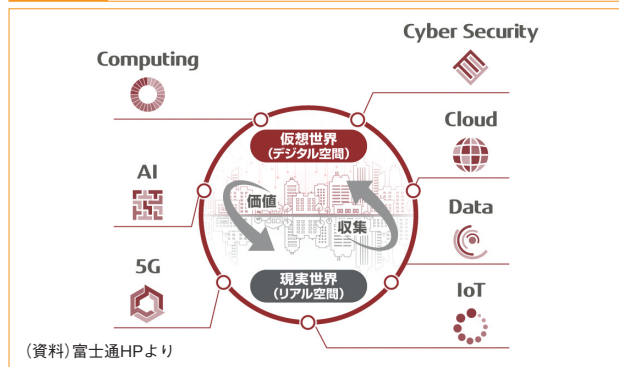
人口構造の変化は財政や社会保障にも大きな影響を与えます。生産年齢人口の減少は自治体税収

にとってマイナス要因となることに加え、高齢化による社会保障等の負担が増加し、自治体財政を圧迫しています。地方財政計画によると、建設事業などが減少する一方、社会保障関係費が増加しており、この動きは今後も続くと考えられます。

(3) DX(デジタルトランスフォーメーション)

わが国ではSociety5.0と呼ばれるデジタル技術を活用した社会・経済の大きな変革が進んでいます（図表2）。IoTやAI、5Gなどキーテクノロジーを融合したDX（デジタルトランスフォーメーション）化が様々な分野で進行するなか、地域の企業や自治体も、こうしたデジタル技術を活用した業務プロセスの変革が求められています。

図表2 DX社会とキーテクノロジー

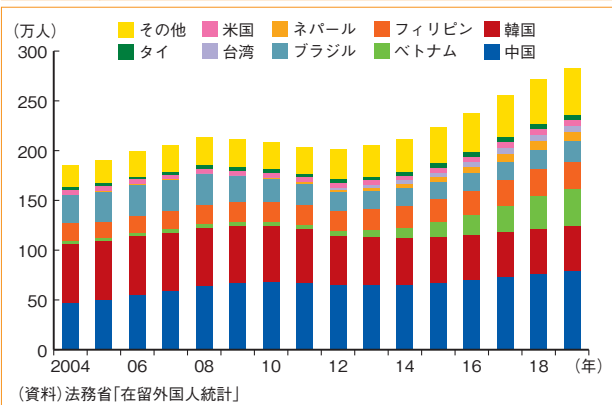


(4) グローバル化・多文化共生社会

グローバル化の進展に伴い、訪日外国人や外国人住民が増加しています。特に、外国人住民はリーマンショック以降、大幅に増加しており、過

去最高を記録しています（図表3）。言語や文化的背景の異なる外国人と共に暮らす多文化共生の考え方がますます重要となっており、多言語サービスや災害・疾病時の情報提供などに対応する自治体の動きが広がっています。

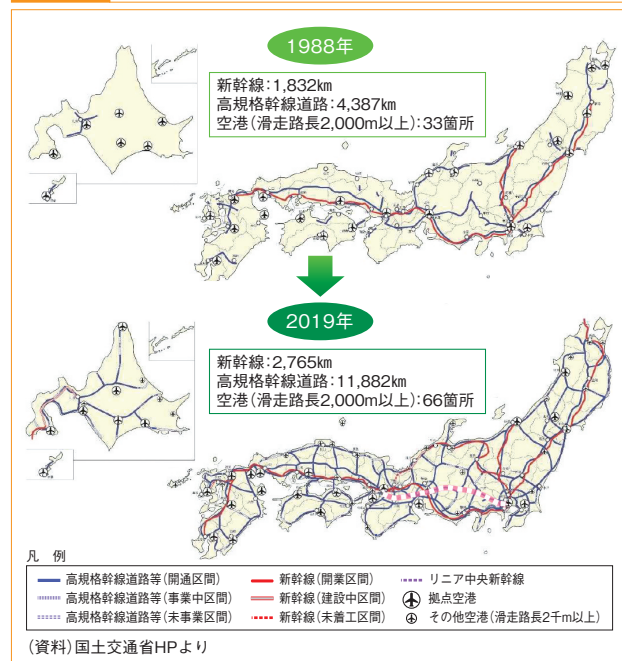
図表3 わが国の在留外国人数の推移



(5) 高速交通網の構築

高速交通網・拠点の整備状況を見ると、1965年には新幹線の総延長が515km、高規格幹線道路が181km、空港（滑走路延長2,000m以上）が5箇所であったのに対し、1988年にはそれぞれ、1,832km、4,387km、33箇所となりました。2019年には2,765km、11,882km、66箇所と1965年から2019年までの約50年間で新幹線が5倍、高規格幹線道路が66倍、空港が13倍の規模まで延伸・拡大しています（図表4）。

図表4 日本の高速交通網整備の変遷



さらに、2027年にはリニア中央新幹線が品川～名古屋間で開通し、現在の三大都市圏が一体となったメガリージョン化が進む見通しです。時間当たりの移動距離（時間距離）の拡大は、地域にとっても関係人口（定住人口＋交流人口）の増加につながるとみられます。

2. 圏域を考える

(1) なぜ圏域なのか

このように地域を取り巻く環境変化に加え、以下の要因から、従来の行政区域を越えた大きな視点、いわゆる圏域からの地域づくりを考えることが重要となっています。

第1は人々の移動の活発化に伴う行動範囲の拡大です。道路網の整備や交通機関の発達により時間距離圏域は拡大しており、通勤・通学、買い物、レジャーなど生活圏域も広がっています。

第2は受益と負担のズレです。社会・経済活動の範囲と行政区域の間で食い違いが大きくなっており、これが受益と負担の間にズレを生じさせています。本来、公共サービスの便益を享受すべき範囲を超えて、他の地域に便益が生じる、いわゆるスピルオーバーの状態となり、単一の自治体による地域政策では本来カバーすべき範囲を網羅できず、その効果が十分に発揮できない可能性が出ています。この調整のためには広域的な視点で捉える圏域のあり方が重要になってきます。

第3は財政事情が厳しい中で限られた資源を有効活用する必要が生じていることです。現在、各地の自治体で公共施設マネジメントが進められていますが、今後の人口減少や人口構成の変化を考えた場合、行政区域を超えた公共施設の再配置が必要になるとみられ、広い範囲での公共施設の整備の役割分担が求められつつあります。

(2) 様々な圏域

以下では、大きく二つの側面から圏域の捉え方を整理してみます（図表5）。

①活動状況による捉え方

(イ)都市圏

都市圏とは中心となる都市とその影響を受ける地域を一つのまとまりとして社会・経済的な

がりを持った圏域のことです。総務省や国土交通省などによる定義がありますが、主に都市研究において用いられるのが都市雇用圏という考え方です。これは「日本の都市圏設定基準」（金本良嗣・徳岡幸一『応用地域学研究』NO.7,1-15（2002））によって提案された都市圏設定の考え方であり、主に郊外都市から中心都市への通勤率をベースに都市圏を設定する考え方です。

図表5 主な捉え方による圏域の整理

活動状況による捉え方	都市圏	都市圏、都市雇用圏
	生活圏	購買圏、日常生活圏、交通圏
	経済圏	経済圏、商圏、取引圏、金融圏
	その他	地域循環共生圏、医療圏、流域圏など
制度による捉え方	定 住 自 立 圏	
	連携中枢都市圏	

(ロ)生活圏

医療・福祉や買い物、教育など日常生活に密接にかかわる分野において人々が行動する範囲の圏域が「生活圏」です。小売店、商店街などを日常的に利用する消費者が生活している地理的な範囲を指す「購買圏」、市町村が介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として定められる「日常生活圏」、交通機関で一定時間に往来できる範囲としての「交通圏」などがあります。

(ハ)経済圏

地域の経済活動は、単独の市町村内では完結せず、通勤や買い物、企業間の取引活動など複数の隣接する市町村が一体となって一つの「経済圏」を形成しています。また、受発注などの企業間取引の範囲である「取引圏」や企業による金融機関の利用範囲による「金融圏」などもあります。

(ニ)その他

他にも、環境省が提唱する「地域循環共生圏」、病床の整備を図るために地域単位で設定する「医療圏」、河川の流域地域が共同して水質保全や治山・治水、森林管理などに取り組む際の「流域圏」、など幅広い分野・意味で圏域の考え方があります。

②制度による捉え方

(イ)定住自立圏

定住自立圏は、中心市となる都市と近接の市町村が相互に役割分担、連携・協力することで、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的に設定された圏域です。法律に基づく枠組みとして2009年にスタートしており、全国で124圏域（2019年10月1日時点）が形成されています。

(ロ)連携中枢都市圏

連携中枢都市圏とは2015年以降に本格的に取組が進められた制度です。定住自立圏が圏域住民の生活面での機能の強化に重きが置かれているのに対して、連携中枢都市圏では圏域としての経済活性化や高次都市機能の強化などが中心となっています。なお、連携中枢都市圏は全国で34圏域（2020年4月1日時点）が形成されています。

3. 圏域をめぐる最近の動き

(1)政策の方向性

「圏域」というキーワードが注目され始めた背景の一つが総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の議論です。2018年4月の第一次報告では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃までの自治体行政の課題を、①若者を吸収しながら老いる東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ、という3つの柱で整理しました。

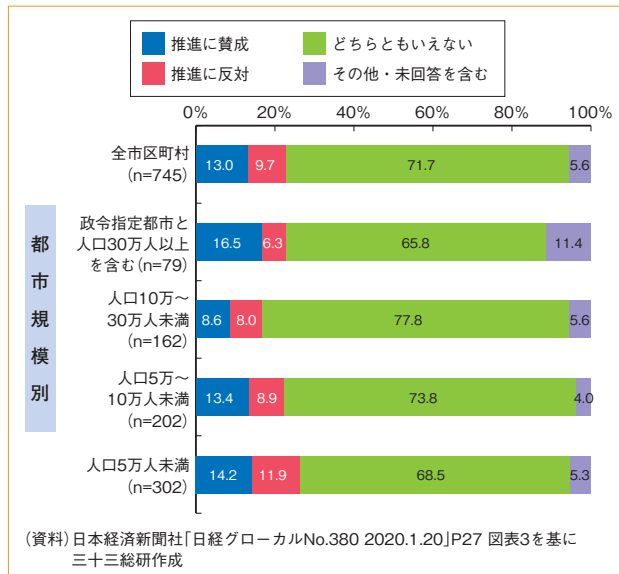
さらに、2018年7月の第二次報告では、「人口縮減時代のパラダイムへの転換」として、①スマート自治体への転換、②新たな“公・共・私”の協力関係の構築などを提言し、これらを機能させる枠組みとして「圏域マネジメント」により市町村を超えた圏域単位での行政のスタンダード化（法制化）まで踏み込みました。

こうした流れの中でスタートした第32次地方制度調査会（以下、「地制調」という。）では、圏域行政について好意的に捉える意見、議論を慎重に見守る動き、強い懸念を示す見解などが交錯しています。市区町村の圏域に対するアンケート結果をみると、圏域の推進に対して全体の7割は「ど

ちらともいえない」としています。都市規模別に見ると、人口10万～30万人未満の自治体で賛成と反対が拮抗しており、かつどちらともいえないという割合が最も大きくなっています(図表6)。

地制調は本年7月に答申をまとめる予定であり、その内容は今後の地方自治制度をめぐる焦点となってきます。

図表6 市区町村の「圏域」に対する意見



(2) 具体的な取組事例

ここでは、圏域による地域づくりが進められている事例を圏域内に核となる都市(中心市)が「ある場合」と「ない場合」に分けて紹介します。

①核となる都市(中心市)がある場合

地域に核となる都市がある場合の取組については、定住自立圏や連携中枢都市圏の枠組みを活用した事例が多く、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

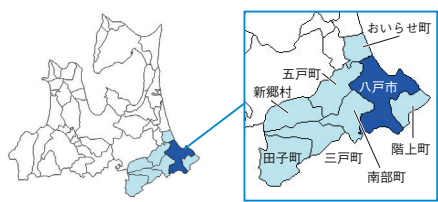
(イ)八戸圏域

青森県の南東部にある八戸圏域は、長年にわたり圏域が一体となって行政課題に取り組んでいます。2009年の定住自立圏の形成により、生活関連機能における連携を推進し、八戸市が特例市から中核市に移行した2017年には8市町村で連携中枢都市圏を形成しました(図表7)。

この圏域では、新規創業促進、地域公共交通の確保、救急医療体制の充実、安全・安心なまちづくりなどの連携事業を進め、八戸市が近隣町村や

民間事業者と個別に調整するなど、合意形成・利害調整に中心的な役割を果たしています。

図表7 八戸圏域(青森県)の主な取組



取組項目	具体的内容
はちのへ創業・事業継承サポートセンター事業	「はちのへ創業・事業継承サポートセンター」で圏域の商工会と連携した相談やセミナーによる支援。創業者増加や円滑な事業継承で雇用の場を維持・創出。
八戸圏域公共交通計画推進事業	八戸圏域公共交通計画に基づき、広域路線バスの上限運賃政策等を実施。
ドクターカー運行事業	救急医療体制の充実を図るため、圏域の中核病院である八戸市立市民病院にドクターカーを配備・運行。

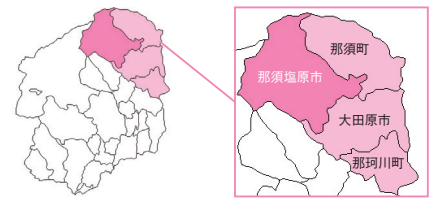
(資料) 総務省「広域連携について」を基に三十三総研作成

(ロ)那須圏域

栃木県北部にある那須圏域は、2015年に定住自立圏を形成しています(図表8)。

主に公共交通ネットワークの構築やオープンデータの推進などで圏域内における連携事業を推進しています。また、圏域における地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、各種調整等について、那須塩原市が中心市として近隣市町村との合意形成を主導しました。

図表8 那須圏域(栃木県)の主な取組



取組項目	具体的内容
観光宣伝事業	那須塩原駅観光案内所に圏域の観光情報を集約し、圏域の観光客の増加、観光の活性化を目指す。
公共交通ネットワーク事業	交通実態調査で圏域内公共交通の現状・課題を整理。圏域交通計画を策定し公共交通ネットワークを構築。
外部人材招へい事業	地域プロモーションの実践にあたり、外部の専門的な人材を登用及び活用。
オープンデータ推進事業	自治体のオープンデータ化を進めウェブサイトを活用。経済活性化、官民協働の公共サービスを図る。

(資料) 総務省「広域連携について」を基に三十三総研作成

②核となる都市がない場合

一方、核となる都市がなく、同規模の市町村が複数ある地域においても、人口問題など環境変化への対応から圏域による取組の重要性が認識されています。核となる都市がある場合と異なり、主

導する中心市がないため、相互の協議によって合意形成や利害調整が行われています。その際には、都道府県が市町村間の調整や助言等の支援を積極的に行う事例がみられます。

(イ) 賀茂圏域

静岡県伊豆半島南部にある、賀茂地域では平成の大合併時にも合併が進みませんでした。今後も大幅な人口減少が予想されている地域でもあり、圏域での地域づくりが進められています。広域連携会議には静岡県も参画し、行政効率化による住民サービスの安定化や産業・まちづくり分野などで事業の共同化が進められています(図表9)。

図表9 賀茂圏域(静岡県)の主な取組

取組項目	具体的内容
各種事務・事業・計画を共同で実施・策定	①指導主事・消費者生活センターを共同設置 ②障害者計画を共同策定 ③市町村税徴収事務を共同処理 ④地籍調査共同実施

(資料)総務省「広域連携について」を基に三十三総研作成

(ロ) 木曽圏域

長野県南西部の木曽地域は今後も著しい人口減少が想定される地域です。広域連合による事務の共同処理をベースに木曽地域広域連携推進会議を開催し、長野県も参画のうえ3町3村が行政サービスを持続的かつ効果的に提供できるような施策・事業を検討しています(図表10)。

図表10 木曽圏域(長野県)の主な取組

取組項目	具体的内容
圏域内への移住・定住・交流促進	圏域の情報発信や移住相談を強化。移住・定住・交流拡大を図るセンター運営やインターンシップ等を共同化。
眺望景観の整備	観光ポイントの景観の支障となる木の伐採、河川・森林景観整備、沿道植栽や公共サインの整備を共同実施。
公共交通の維持・改善	公共交通の運営の効率化や利便性の向上等を図るため、広域デマンドタクシーの運行等を共同実施。

(資料)総務省「広域連携について」を基に三十三総研作成

4. 当地域における圏域の状況と地域毎に異なる課題

ここでは、愛知・三重の両県に焦点をあて、①通勤・通学による都市圏の形成状況、②地域経済循環からみる経済圏の動向、③地域の人口変化の違いによる圏域ごとの課題、を確認します。

①通勤・通学圏による都市圏の形成状況

通勤・通学など住民の活動が市町村の行政区域を越えて行われている場合、その比率が高いほど、通勤・通学地と居住地の間で一体的な圏域、すなわち都市圏が形成されているといえます。

図表11 愛知・三重県における通勤・通学圏の状況

		常住地（通勤・通学地の圏域）			
		20%以上圏	15%以上～20%未満圏	10%以上～15%未満圏	
通勤・通学地	愛知県	名古屋市	瀬戸市、春日井市、津島市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村	一宮市、江南市、知多市、扶桑町、阿久比町、木曽岬町（三重）	半田市、犬山市、常滑市、小牧市、知立市、みよし市、大口町、東浦町、桑名市（三重）、朝日町（三重）
		豊橋市			豊川市、田原市
		岡崎市		幸田町	
		瀬戸市			尾張旭市
		半田市	武豊町	阿久比町	美浜町
		豊川市			新城市
		津島市			愛西市
		碧南市			高浜市
		刈谷市		知立市	高浜市、東浦町
		豊田市	みよし市		知立市、日進市、東郷町
	安城市			知立、高浜市	
	犬山市			扶桑町	
	小牧市			犬山市、岩倉市、豊山町、大口町	
	新城市			東栄町	
	東海市		知多市		
	大府市			東浦町	
	弥富市			飛島村、木曽岬町（三重）	
	三重県	津市		松阪市	
		四日市市	菰野町、朝日町、川越町	鈴鹿市	
		伊勢市	玉城町、度会町	鳥羽市、明和町	志摩市、南伊勢町
		松阪市	多気町、明和町		大台町、玉城町
		桑名市	東員町	朝日町	いなべ市、木曽岬町、川越町
		鈴鹿市	亀山市		
		尾鷲市		紀北町	
		熊野市	御浜町		紀宝町
		いなべ市			東員町
		伊賀市		名張市	
		大台町			大紀町
		紀北町			尾鷲市
		御浜町			紀宝町

(資料)総務省「平成27年国勢調査」を基に三十三総研作成

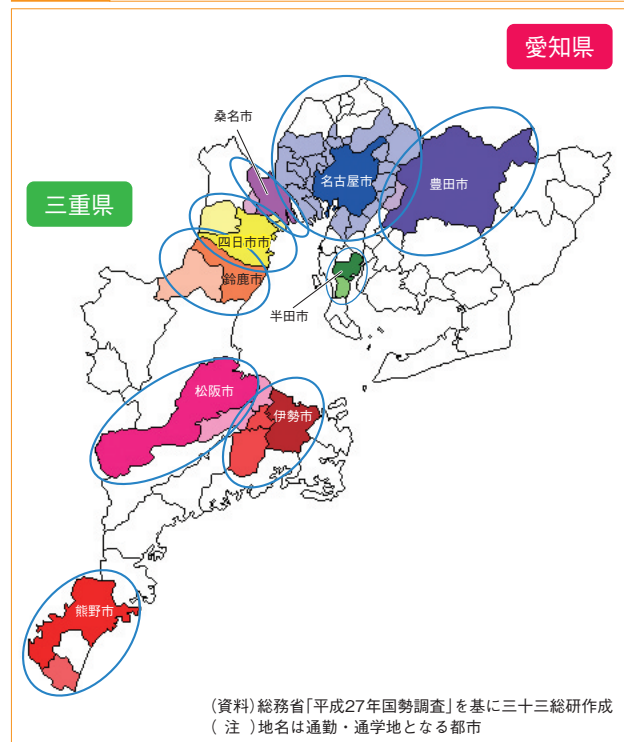
(注)通勤・通学圏の範囲(常住地)は愛知県・三重県としており、他県を含まない

前頁図表11は、愛知・三重県において、各市町村から通勤・通学者数とその市町の10%以上となる通勤・通学地を整理したものです。これを見ると、愛知県において名古屋市への通勤・通学圏が最も広範となっています。20%以上の圏域は21市町村となり、10%以上では三重県も含めた37市町村が圏域の範囲となります。他に通勤・通学率が20%以上の圏域を持つ中心都市は半田市、豊田市があり、10%以上の通勤・通学圏の圏域を持つ市町村まで広げると17市あります。

三重県においても、通勤・通学率が20%以上となる圏域を持つ市町が6つあります。そのうち、四日市市で圏域内に3つ、伊勢市と松阪市で2つ、桑名市、鈴鹿市、熊野市が1つを圏域内の市町としています。10%以上の通勤・通学圏まで広げると、13市町が圏域を形成しており、伊勢市で6つ、桑名市で5つ、四日市市と松阪市で4つを圏域内の市町としています。

図表12は通勤・通学圏のなかでも、20%以上の通勤・通学圏を持つ中心都市と圏域都市を示したものです。これを見ると、事業所や工場の多い名古屋市や豊田市、三重県北勢地域で多くの圏域が形成されていることが確認できます。また、三重県中南勢や東紀州においても中心都市を核とした通勤・通学圏が形成されています。

図表12 愛知・三重県における通勤・通学圏の状況

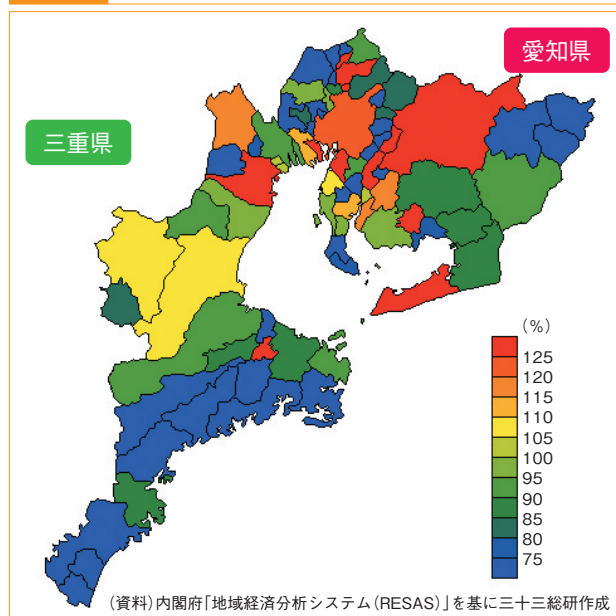


②地域経済循環の視点による地域毎の状況

経済活動の多くは行政の区域を跨いで行われています。例えば、企業では生産や支出において行政区域を跨いだ仕入・販売と資金の流出入があり、労働する人々も住む場所、働く場所、お金を使う場所などがそれぞれ異なる場合が多いのが実態です。地域の経済構造を把握するものとして地域経済循環分析があり、それにより地域内の経済活動や地域間の流出入が確認できます。この地域経済循環分析を用いて、地域の生産額を所得額で除した値を地域経済循環率といい、この値が高いほど地域経済の自立度が高いことを示しています。

図表13は三重・愛知県における地域経済循環率の市町村ごとの状況をみたものです。地域経済循環率が高い市町村（赤系色）の周辺に低い市町村（青系色）が隣接している場合には経済的な中心地とそこで就業する人が住む居住地との関係となり、一体的な経済圏域を形成している可能性があります。また、地域経済循環率が100%前後である緑系色、黄系色の地域ではある程度経済的に自立した圏域を形成しているとみられます。

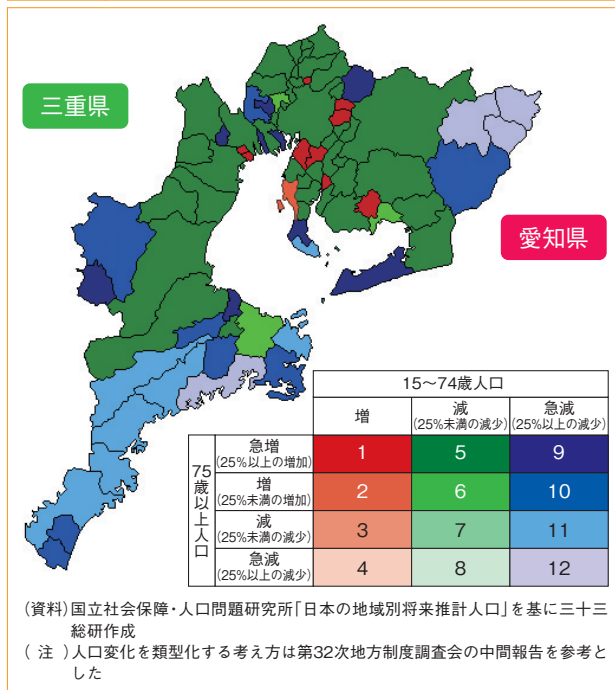
図表13 愛知・三重県の地域経済循環率の状況



③人口構成の変化による地域毎の課題

次頁図表14では、市町村ごとの将来推計人口を用い、「15～74歳人口」と生活上の支えのニーズが高まる「75歳以上人口」の変化幅に応じて12の類型に分け、人口構造の変化に伴う地域毎の状況を確認しました。

図表14 愛知・三重県の地域毎の将来人口変化



以下では、12類型の中でも愛知・三重の両県で該当が多い類型として、1、5、9、10、11、12の地域について課題等を考えてみます。

(イ) 15～74歳人口減少・75歳以上人口急増

図表14で5の類型に当てはまる市町村は三重県9団体、愛知県31団体と最も多くなっています。こうした地域では、(a)高齢者の急速かつ大幅な増加による医療・介護サービスの提供体制と介護サービスの担い手の確保、(b)医療・介護・住まい・公共交通・生活支援が総合的に地域で提供されるような地域コミュニティの強化、(c)高齢者の増加に対応した移手段の確保、(d)空地・空家の増加による都市のスポンジ化、などが課題となります。

(ロ) 15～74歳人口急減・75歳以上人口の安定

図表14で10・11の類型に当てはまる市町村は愛知県2団体、三重県12団体と三重県で多くなっています。こうした地域では、(a)15～74歳人口が急減するため、今後の高齢者サービスを支える担い手の確保、(b)地域産業の担い手など人材不足による地域経済や日常生活に必要なサービスへの影響、③人口減少の加速による医療機関等の都市機能・生活インフラ維持、などが課題となります。

(ハ) 15～74歳人口急減・75歳以上人口急減

図表14で12の類型に当てはまる市町村は愛知県で3団体、三重県で1団体となっています。人口減少がより急速に進むため、上記(ロ)の課題がより深刻な形で現れる可能性があります。

(ニ) 15～74歳人口急減・75歳以上人口急増

図表14で9の類型に当てはまる市町村は三重県で4団体、愛知県で5団体となっています。こうした地域においては、短期的に高齢者等への公共サービスが必要となるものの、長期的には人口減少が進むとみられるため、財政のバランスに考慮した公共サービスの提供が重要となります。

(ホ) 15～74歳人口増加・75歳以上人口急増

図表14で1の類型に当てはまる市町村は三重県で2団体、愛知県では7団体あります。こうした地域においては、人口増加により公共施設の整備が必要となるものの、人口集積による新たな住民ニーズに対応できないおそれがあり、地域防災基盤や地域コミュニティの形成が課題となります。

上記のように人口変化による課題は市町村によって異なりますが、隣接する地域間においては同様の傾向がみられるため、単独の自治体ではなく、圏域で課題に対応していくことも政策効果を上げるうえでは有効とみられます。

5. 圏域をめぐる今後の方向性

(1) 地域基盤強化の手段として

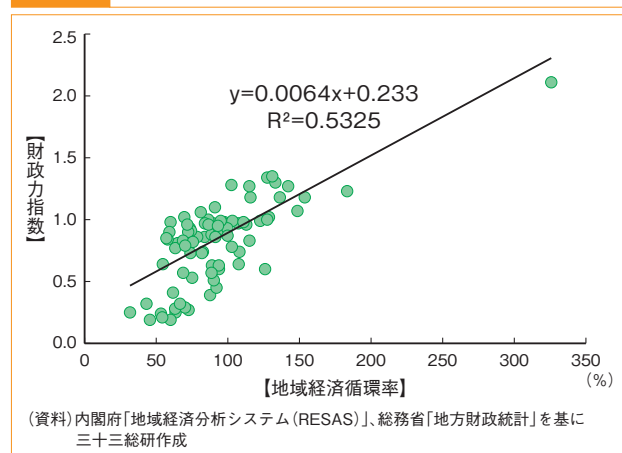
1. でみたように地域を取り巻く環境変化が激しい時代において、地域が持続可能な活動を行っていくためには、地域経済の自立度を高め、財政の基盤強化を図っていく必要があります。

次頁図表15は愛知・三重県の市町村における経済の自立度を示す地域経済循環率と財政の自立度を示す財政力指数の関係をみたものですが、これをみると両者には相関がみられます。

通勤・通学や買い物、医療など住民の生活や企業の経済活動では、行政区域を跨いだ行動となることが一般的です。地域内総生産を生産、所得、

支出の三側面からみても、市町村の行政区分を超えてそれぞれが流入、流出をしており、経済活動が地域を超えて結びついていることが分かります。こうした強い結び付きを持つ市町村において、相互の「持続可能性」や「経済的自立」を考えた場合、圏域の側面から考えていくことが意味を持ててきます。圏域内で共通の政策を実施し、それを強固にしていくことで、都市機能の衰退を防ぎ、地域活性化の拠点としての役割を果たしていくことが可能となります。

図表15 地域経済循環率と財政力指数(愛知・三重県)



(2) 圏域と地域づくり

① 広域連携の推進

圏域を機能させる手段には、圏域を同じくする自治体同士が相互に連携して取組を進める広域連携があります。そこでは、地域や組織の枠を超えた連携・協力や技術の活用など、地域に生じる変化を適切に見極めて、適応していくための施策を検討する必要があります。その際には、国からの支援から受けられる定住自立圏や連携中枢都市圏など制度的な枠組みを使うことも有効です。

もっとも、広域連携はそれ自体が政策の目的ではなく、あくまでも圏域による地域づくりを進めるための手段として捉えることが重要です。

② 圏域でのプランづくり

それぞれの自治体は単独で総合計画や都市計画、産業政策などのプランづくりを行っています。行政区域を超えた課題に対応していくためには、圏域としてのプランづくりも必要です。

三重県では2018年2月に都市圏域マスタープランを策定していますが、今後は政策分野に応じ

て広域的なプランづくりを行っていくことを検討する必要があります。

また、経済効果の測定などに用いられる産業連関表は、地域内の経済活動を生産・所得・支出や地域内外との流入・流出の視点から把握したり、産業政策の方向性を考えるために有効ですが、個々の市町村レベルでは作成に負担がかかるため、圏域単位で策定することも意義があります。

③ 圏域に核となる都市がない場合の都道府県による補完

人口減少や財政制約のなかで、全ての自治体が都市機能をフルセット型で整備・維持していくことは難しくなっており、近隣の自治体と連携して都市機能を役割分担することも検討課題です。その際、核となる都市がない圏域においては、都道府県などが協議・計画の段階から参画し、利害の調整を行うことも求められます。自治体戦略2040や地制調の議論においては、中心となる都市がない圏域における市町村の事務について都道府県が補完していくという提言や議論も出ており、市町村同士の水平連携に加え、都道府県と市町村による垂直の連携に期待する声もあります。

今後、圏域による地域づくりを進めるためには、地域住民が主体となって自らの地域づくりの方向性について議論を重ねていく必要があります。

三十三総研 調査部長 別府孝文

<参考文献>

- ・ 林良嗣・山鹿久木・林亮輔・林勇貴『地域政策の経済学』日本評論社
- ・ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済循環マップの概要」「地域経済循環マップについて」
- ・ 黒田達朗・田淵隆俊・中村良平『都市と地域の経済学(新版)』有斐閣ブックス
- ・ (一財)日本地域開発センター「地域開発2019.夏vol.630」
- ・ 総務省「自治体戦略2040 第一次報告・第二次報告」
- ・ 第32次地方制度調査会「中間報告」「会議資料」
- ・ 日本弁護士連合会「自治体戦略2040構想研究会第二次報告及び第32次地方制度調査会での審議についての意見書」
- ・ 日本経済新聞社「日経グローバルNo.379 2020.1.6」
- ・ (株)大和総研「日本の各都道府県における地域の資金循環及び流出入についての調査研究報告書」
- ・ 山崎清・佐原あきほ・山田勝也「地域経済循環分析手法の開発と事例分析」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成29年第3号(通巻第131号)